

当座勘定取引、準備預り金取引および日銀ネットの利用に関する手数料および料金

手数料等の 区分	納付対象事務処理等		納付基準および料率等		納付義務者
	業務処理大区分等	項目			
1. 手数料	(1) 当座勘定取引および準備預り金取引	イ、振替依頼書による振替処理	1 件につき	40 円	振替依頼を行った者
		ロ、当座小切手による当座勘定または準備預り金口座への入金処理	1 件につき	40 円	当座小切手振出人
	(2) 当座勘定	イ、振替依頼	1 件につき	40 円	電文を送信した者
		ロ、逆引通知	1 件につき	40 円	
		ハ、支払依頼	1 件につき	40 円	
		ニ、入金・払戻請求（戸田分館）	1 件につき	40 円	
		ホ、入金・払戻請求（戸田分館）（取消・訂正）	1 件につき	40 円	
		ヘ、払戻請求（日本銀行本支店等）	1 件につき	40 円	
		ト、払戻請求（日本銀行本支店等）（取消・訂正）	1 件につき	40 円	
		チ、CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)	1 件につき	60 円	
		リ、BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)	1 件につき	60 円	
	ヌ、照会電文	1 件につき	40 円		
	(3) 当座勘定（同時決済口）	イ、振替依頼（同時決済口）	1 件につき	40 円	
ロ、取消（振替依頼）		1 件につき	40 円		
ハ、待機順序変更		1 件につき	40 円		
ニ、自己勘定間振替		1 件につき	40 円		
ホ、振替依頼・内国為替（同時決済口）		1 件につき	40 円		
ヘ、取消（振替依頼・内国為替）		1 件につき	40 円		
ト、照会電文		1 件につき	40 円		
(4) 振替社債等 DVP	イ、入金依頼（振替社債等）	1 件につき	40 円		
	ロ、払込依頼（振替社債等）	1 件につき	40 円		
	ハ、払込依頼（振替社債等）不実行	1 件につき	40 円		
	ニ、払込依頼（振替社債等）（同時決済口）	1 件につき	40 円		
	ホ、取消（払込依頼（振替社債等））	1 件につき	40 円		
	ヘ、照会電文	1 件につき	20 円		
(5) 外国為替円決済	イ、CUSTOMER TRANSFER	1 件につき	60 円		
	ロ、BANK TRANSFER	1 件につき	60 円		
	ハ、CUSTOMER TRANSFER (QUEUE OFFSET)	1 件につき	60 円		
	ニ、BANK TRANSFER (QUEUE OFFSET)	1 件につき	60 円		
	ホ、取消（外国為替円支払指図）	1 件につき	40 円		
	ヘ、INTERBANK MESSAGE	1 件につき	40 円		
	ト、照会電文	1 件につき	40 円		
(6) 準備預金	照会電文	1 件につき	40 円		
(7) 金融調節等入札連絡	応募通知	1 件につき	40 円		

手数料等の 区 分	納 付 対 象 事 務 処 理 等		納付基準および料率等	納付義務者		
	業務処理大区分等	項 目				
1. 手数料	(8)国債売買	イ、売渡国債明細	1 件につき	4 0 円	電文を送信した者	
		ロ、国債売買確認サイン	1 件につき	4 0 円		
		ハ、売渡国債差替請求	1 件につき	4 0 円		
		ニ、売渡国債差替確認サイン	1 件につき	4 0 円		
	(9)スワップ（財務省）	受渡担保明細（スワップ）	1 件につき	4 0 円		
	(10)適格担保管理	照会電文	1 件につき	4 0 円		
	(11)与信・担保共通	照会電文	1 件につき	4 0 円		
	(12)与信	イ、相対型電子借入申込・申込取消	1 件につき	4 0 円		
		ロ、相対型電子借入返済 OK サイン	1 件につき	4 0 円		
		ハ、補完貸付借入申込	1 件につき	4 0 円		
		ニ、入札型電子借入内容確認サイン	1 件につき	4 0 円		
		ホ、入札型電子借入 OK サイン	1 件につき	4 0 円		
		ヘ、入札型電子借入返済 OK サイン	1 件につき	4 0 円		
		ト、入札型電子借入利息支払 OK サイン	1 件につき	4 0 円		
		チ、照会電文	1 件につき	4 0 円		
		(13)担保受払等	イ、担保差入（振込国債）	1 件につき		4 0 円
	ロ、担保差入（振込国債）（国債決済代行先用）		1 件につき	4 0 円		
	ハ、担保差入（振替社債等）		1 件につき	4 0 円		
	ニ、担保差入（振替社債等）（口座管理機関用）		1 件につき	4 0 円		
	ホ、担保差入（邦貨手形）		1 件につき	4 0 円		
ヘ、担保差入（証書貸付債権）	1 件につき		4 0 円			
ト、担保返済依頼（振込国債）	1 件につき		4 0 円			
チ、担保返済依頼（振込国債）（国債決済代行先用）	1 件につき		4 0 円			
リ、担保返済依頼（振替社債等）	1 件につき		4 0 円			
ヌ、照会電文	1 件につき		4 0 円			
(14)国債発行	イ、入札要項	1 件につき	4 0 円			
	ロ、応募金額報告	1 件につき	4 0 円			
	ハ、新規記録等	1 件につき	4 0 円			
	ニ、新規記録等訂正	1 件につき	4 0 円			
	ホ、払込 OK サイン	1 件につき	4 0 円			
	ヘ、代行払込 OK サイン	1 件につき	4 0 円			
	ト、照会電文	1 件につき	2 0 円			

手数料等の区分	納付対象事務処理等		納付基準および料率等	納付義務者
	業務処理大区分等	項目		
1. 手数料	(15) 国債振替決済	イ、口座振替	1 件につき 40 円	電文を送信した者
		ロ、元利分離	1 件につき 40 円	
		ハ、元利統合	1 件につき 40 円	
		ニ、個人向け国債売渡申込（中途換金）	1 件につき 40 円	
		ホ、個人向け国債売渡申込（中途換金）取消	1 件につき 40 円	
		ヘ、利子配分先変更	1 件につき 40 円	
		ト、利子配分先変更取消	1 件につき 40 円	
		チ、利子配分先変更終了・取消	1 件につき 40 円	
		リ、照会電文	1 件につき 20 円	
	(16) 国債 DVP	イ、国債資金同時受渡依頼（決済指示あり）	1 件につき 60 円	
ロ、国債資金同時受渡依頼（決済指示なし）		1 件につき 20 円		
ハ、国債資金同時受渡依頼取消		1 件につき 40 円		
ニ、決済指示（国債）		1 件につき 40 円		
ホ、決済指示取消（国債）		1 件につき 40 円		
ヘ、決済指示（資金）		1 件につき 40 円		
ト、決済指示取消（資金）		1 件につき 40 円		
チ、照会電文		1 件につき 20 円		
(17) 国債 DVP（CBL）		イ、国債資金同時受渡（香港）依頼（決済指示あり）	1 件につき 220 円	
	ロ、国債資金同時受渡（香港）依頼（決済指示なし）	1 件につき 20 円		
	ハ、国債資金同時受渡（香港）依頼取消	1 件につき 40 円		
	ニ、決済指示（国債）（香港）	1 件につき 200 円		
	ホ、検証結果不一致（香港）	1 件につき 80 円		
	ヘ、照会電文	1 件につき 20 円		
(18) 業務共通	照会電文	1 件につき 40 円		
(19) (2) から (18) に共通するもの	電文のエラー処理	1 件につき 40 円		
2. 料金	(1) 端末接続	通信回線の利用	次に掲げる通信回線の区分に応じ、1 通信回線 1 か月につき次に定める料率とする。 1Mbps 20,600 円 5Mbps 20,600 円 10Mbps 20,600 円	通信回線を利用する者
	(2) コンピュータ接続	通信回線の利用	次に掲げる通信回線（通常回線に限る。）の区分に応じ、1 通信回線 1 か月につき次に定める料率とする。 1Mbps 720,000 円 5Mbps 720,000 円 10Mbps 720,000 円	

手数料等の 区 分	納 付 対 象 事 務 処 理 等		納付基準および料率等	納付義務者
	業務処理大区分等	項 目		
2. 料 金	(3) コンピュータ接続回線の端末接続との共用	通信回線の利用	次に掲げる通信回線（通常回線に限る。）の区分に応じ、1通信回線1か月につき次に定める料率とする。 1Mbps 740,600円 5Mbps 740,600円 10Mbps 740,600円	通信回線を利用する者

(注) 1. この表において「日銀ネット」とは、日本銀行金融ネットワークシステムをいう。

2. 1. (2) ハ、については、日本銀行預金、国庫送金、歳入代理店受入金、国庫金受入金（電子収納）の摘要コードを入力した場合を除く。

3. 1. (15) リ、のうち、「元金配分額明細」については、出力帳票の帳票コードごとに1件とする。

4. 1. (18) については、「振替依頼・内国為替（同時決済口）振替依頼人別内訳件数・金額」のみ。

5. 1. (19) については、利用先において運用上回避することが困難であるシステムエラー、システム規制中エラー、システム処理中エラー、件数上限超過エラーを除く。また、日銀ネット利用の開始日直前のエラー処理を含むものとする。

6. 2. 料金について、通信回線の 신설または廃止があった場合（接続形態の変更は、変更前の通信回線の廃止および変更後の通信回線の 신설とする。）には、1通信回線につき、以下の計算式により算出した金額を当該月の料金とする。ただし、円未満の端数は切り上げる。

$$\text{当該月の料金} = \text{新設または廃止する通信回線の区分に応じた1か月分の料率} \times \frac{\text{当該月の新設する通信回線の利用開始日以後の日本銀行の営業日数} + \text{または廃止する通信回線の利用廃止日以前の日本銀行の営業日数}}{\text{当該月の日本銀行の営業日数}}$$

7. 2. (2) において、コンピュータ接続先が、コンピュータ、通信回線または通信関連装置を他のコンピュータ接続先と共同で利用する場合は、原則として、コンピュータ接続先毎に、共用する1通信回線1か月につき480,000円とする。

8. 2. (3) については、2. (1) および2. (2) に該当する通信回線区分各々の金額を料金とする。したがって、通信回線の 신설または廃止があった場合（接続形態の変更は、変更前の通信回線の廃止および変更後の通信回線の 신설とする。）には、2. (1) および2. (2) に該当する通信回線区分各々につき、(注) 6. に定める計算式により算出した金額を当該月の料金とする。ただし、円未満の端数は切り上げる。

9. 2. (3) において、コンピュータ接続回線を端末接続と共用する先が、コンピュータ、通信回線または通信関連装置を他のコンピュータ接続先と共同で利用する場合は、原則として、コンピュータ接続回線を端末接続と共用する先毎に、共用する1通信回線1か月につき490,000円とする。